

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月11日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 当麻 茂樹
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部次長 中島 敦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部次長 中島 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市中央区瓦町三丁目5番7号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行柏支店 （千葉県柏市柏一丁目4番3号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		平成22年度 第1四半期連結 累計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日)	平成23年度 第1四半期連結 累計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日)	平成22年度 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
経常収益	百万円	123,113	118,381	465,823
経常利益	百万円	16,147	20,307	24,441
四半期純利益	百万円	13,877	18,165	
当期純利益	百万円			42,650
四半期包括利益	百万円	4,885	21,891	
包括利益	百万円			14,977
純資産額	百万円	639,524	629,756	611,154
総資産額	百万円	10,947,087	9,473,992	10,231,548
1株当たり四半期純利益 金額	円	7.06	6.84	
1株当たり当期純利益金 額	円			21.36
潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額	円	-	-	
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円			-
自己資本比率	%	4.2	6.0	5.3

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。
なお、1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。
4. 平成22年度第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

なお、当第1四半期連結累計期間よりセグメントの変更を行っておりますが、その詳細は後掲の「セグメント情報等」をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当行は、前連結会計年度の有価証券報告書において、「事業等のリスク」として当行及び当行グループの事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項、及び必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項でも投資者の投資判断上重要であると考えられる事項（1から34まで）について記載いたしました。

本四半期報告書においては、同有価証券報告書提出日以降、同有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項（30）について、以下のように記載いたします。変更点に関しては__罫で示しております。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

30. 当行の経営に対する政府の影響力について

当行の普通株式の所有者である政府（預金保険機構及び整理回収機構）は、当行の経営に影響力を有します。金融庁は、平成17年10月28日に、「公的資金（優先株式等）の処分の考え方について」を公表し、公的資本増強により取得した優先株式等の処分について、「納税者の利益」の立場により重きを置いた財産管理という観点を踏まえ、公的資本増強の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避を前提としつつ、金融システム安定化の果実として公的資金から生じる利益を確実に回収することを基本とするの方針を確立しました。また、預金保険機構に対し、公的資本増強を巡る局面の変化に応じ、今後とも、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出による処分を基本としつつ、あわせて、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行いうるようしておくよう求めました。預金保険機構は、これを踏まえ、同日、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表し、金融機関からの申出があった場合の対応に加え、新たに、申出がなくても処分を検討する場合の考え方・判断基準を示しました。しかし、政府が当行の普通株式をいつまで保有するかは明らかではありません。政府がこれらの株式を保有する限り、当行が政府から公的資金の注入を受けている状態が継続します。

整理回収機構から公的資金を受ける際に、当行は、法律に基づき経営健全化計画を作成し、これを定期的に見直すよう義務づけられております。当行は、経営健全化計画の収益目標と実績値が大幅に乖離した場合には、金融庁より、業務改善命令を受ける可能性があります。さらに、その際には業務改善命令に基づく業務改善計画を提出した後、その内容を反映した経営健全化計画の修正計画を提出いたしますが、同計画が達成されないときはさらなる行政処分を受ける可能性があります。なお、当行は、平成13年10月に、中小企業に対する貸出に関連し、計画目標を達成するよう業務改善命令を受けましたが、当行は、これに対し中小企業に対する貸出に関しては計画目標を達成することができました。今後も、政府が当行経営に必要な応じて影響を与える可能性があります。政府は、株主及び監督当局の両方の立場から、当行の経営陣が当行の戦略全般に沿っていないと考える活動を求める可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当行は、平成23年6月22日開催の取締役会において、平成23年10月1日を目処に事業開始予定の当行本体での個人向け無担保ローン事業に関連して、新生フィナンシャル株式会社との間で、当社が有する「レイク」の商標権、並びに、無人店舗、ATM、ACM（自動契約機）及びその他の消費者金融業に係るインフラ等の一部（当社が貸金業者として締結した貸付契約にかかる債権及び債務（過払金返還義務を含む。）並びに同契約上の地位を除く。）を当行が譲り受ける旨の事業譲渡契約を締結することを決議いたしました。そして、同日付で、これに基づき当社との間で基本合意書を締結いたしました。

なお、本事業譲受けの実施は、当該事業譲受けに関する公告、当局の認可等の必要な手続き・条件を満たすことが前提となります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

[金融経済環境]

当第1四半期（平成23年4月1日～平成23年6月30日）において、日本経済は、同年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」）により、大きくマイナスの影響を受けましたが、近時、被災地にある工場が順次操業再開に向かい、サプライチェーンの修復・立て直しが進む中であって、生産活動は全体的には改善に向かっており、また、個人消費も一時の急激な落ち込みから持ち直しつつあります。しかしながら、震災からの復興及び福島での原発事故の解決には依然明確な道筋が立てられるには至らず、さらに電力供給の制約及び電力コスト上昇に対する不安、依然として厳しい雇用情勢、欧米を中心とした海外経済の先行きに対する懸念等、引き続き日本経済を取り巻く環境は厳しく、本格的な景気回復には今しばらく時間がかかると思われま

す。このような難局にあって、震災からの復興に向けた大規模な補正予算の組成等を含めた各種政策の迅速な決定・実施が求められておりますが、近時の政治の状況を踏まえると、政治の停滞が日本の大きなリスクのひとつとして意識されるまでに至っております。

こうした中、為替相場については、震災直後の急激な円高に対して国際協調介入が迅速に実施されて以降、6月末までは、ドル円相場は概ね80円～85円のレンジで、またユーロ円相場は概ね110円～120円のレンジで推移いたしましたが、7月に入って、欧米経済への懸念等から、ドル円相場は一時70円台に突入する等、円高傾向が強まっております。次に、国内金利については、長期金利（10年国債利回り）は、4月前半に1.3%前後で推移した後、国内景気や欧米経済の動向等により低下に向かい、6月後半は1.1%前後での推移となりました。また、短期金利は引き続き低水準で推移しております。最後に、日経平均株価については、6月末の終値は9,816円9銭となり、震災直後である3月15日の終値からは約1,210円上昇いたしました。3月末の終値に比べて約60円上回るに止まり、さらに震災直前である3月10日の終値に対しては約620円下回りました。

[事業の経過及び成果]

当行は、平成23年3月期から平成25年3月期までを対象期間として、「顧客基盤の再構築」と「収益力の安定化」に注力することを基本コンセプトとした中期経営計画を策定いたしました。現在、同計画の2年目に入っており、震災による日本経済の停滞等、当初想定していなかった厳しい事業環境下にありますが、引き続き、計画達成に向けて各業務に邁進しているところであります。各ビジネス分野における業務の取り組み状況は以下の通りであります。

（法人業務）

平成23年4月1日付けで、当行グループは、主として法人のお客さまに関する業務を中心に、成長性ある分野に対する、より戦略的かつ組織的な営業推進体制を構築し、お客さまのニーズにあった金融商品やサービスを一層的確に提供するため、従来の法人部門、マーケット・投資銀行部門の構成を、お客さまにあわせて再編成し、主に事業法人・公共法人向けファイナンス、アドバイザー・ビジネスを中心に行う「法人部門」と、金融市場・金融法人向けビジネスを中心に行う「金融市場部門」に再編いたしました。

このような新体制の下、引き続き事業法人・金融法人・公共法人のお客さまに対して、それぞれの顧客特性に向けた最適のソリューションの提供に努めており、特に、ヘルスケアファイナンスをはじめとして、当行の独自性と特色を發揮でき、社会的ニーズや成長性が見込める業種・分野での確固たる地位の構築を図っております。また、新規貸出顧客の開拓等、顧客基盤の拡大に努めております。さらに、不動産ノンリコースファイナンス、企業買収ファイナンス等のスペシャルティファイナンス、企業再生、クレジットトレーディング、アドバイザー、金融市場関連業務等について、引き続き強化・推進を図っております。加えて、自己勘定取引等で過去積み上がったノンコア資産の削減についても、継続して推進しております。

「法人部門」の傘下にある昭和リース株式会社（以下「昭和リース」）においては、引き続き、地方金融機関との連携強化による顧客基盤の拡大、お客さまの環境経営を支援するファイナンス等の先進的・効果的な商品・サービスの提供等を推進しております。

（個人業務）

当行グループは、個人部門において、銀行本体によるリテールバンキング業務と子会社等を通じたコンシューマーファイナンス業務を推進しております。

まず、リテールバンキング業務においては、引き続き、お客さまの多様な運用ニーズに対応した幅広い金融商品の提供、ユニークな商品設計を有する「パワースマート住宅ローン」の推進に努めました。また、コンパクトな店舗にて資産運用相談サービスを提供する「新生コンサルティングスポット」の展開等、顧客利便性を重視したチャネルの充実を図っております。これらの施策が高い評価を受けていることもあって、個人のお客さまからの預金は各ビジネスの積極的な推進に十分な水準で推移しており、当行の安定的な資金調達基盤の確立に大いに貢献しております。

次に、コンシューマーファイナンス業務については、昨年6月の改正貸金業法の完全施行等により、取り巻く環境は厳しいものがありますが、引き続き、当行グループを挙げて、各子会社の経営の合理化・効率化に努めております。また、当行子会社である株式会社アプラスフィナンシャル（以下「アプラスフィナンシャル」）の子会社において、住宅ローン実行までのつなぎローン、及び個人ローンに関する債権回収業務等で、地方金融機関との提携を推進し、さらに当行子会社である新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）において他行のローン事業での信用保証業務の拡大を図る等、収益力の拡大にも努めております。

さらに、当行は、監督官庁からの必要な認可の取得等を前提として、新生フィナンシャルが行っている個人向け無担保ローン事業の一部を譲り受け、本年10月1日を目処に、新たに「新生銀行カードローン レイク」のブランドによる銀行本体での本格的な個人向け無担保ローンサービス（以下「同サービス」）を開始することといたしました。既に一定の顧客認知度を有する「레이크」ブランドを活用して銀行本体で同サービスを提供することにより、お客さまに対する訴求力を一層高めつつ、当行グループが培ってきた審査能力、マーケティングノウハウを融合して、新たな個人向け事業領域を創出することで、収益力の向上に繋げるとともに、この分野におけるリーディングカンパニーとして健全な個人向け無担保ローン市場の形成に貢献してまいります。なお、同サービス開始に伴い、新生フィナンシャルは、既存のお客さまへのサービスの継続と、「新生銀行カードローン レイク」及び他行向けの信用保証業務の拡大を図ってまいります。

（1）業績の状況

< 連結経営成績 >

上記のような状況にあって、当行の当第1四半期における連結経営成績は以下の通りとなりました。

当第1四半期の経常収益は1,183億円（前年同期比47億円減少）、経常費用は980億円（同比88億円減少）、経常利益は203億円（同比41億円増加）となりました。

このうち、資金利益は、従前からの貸出金の減少等により前年同期比減少し、また、非資金利益（ネットの役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益）は、震災後の金融市場が停滞気味であったこと等により、全体としては同比減少したものの、相応の利益水準は確保しました。さらに、これらに加えて、ノンコア資産の外国株式において売却益を計上いたしました。次に、与信関連費用については、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号平成23年3月29日改正）の適用を踏まえ、当第1四半期より償却債権取立益（30億円）を特別利益ではなく与信関連費用に含めておりますが、その影響を除いても、前期までに行った保守的・予防的な貸倒引当金の計上、ノンコア資産等の継続的な圧縮、厳正な信用リスク管理の徹底等が奏効して、同比大きく減少いたしました。また、人件費・物件費といった経費については、新店（東京都中央区）への移転に伴う賃借面積の大幅な削減を含めて、引き続き全業務分野に亘る合理化に努めた結果、同比53億円（同比約15%）減少いたしました。

また、特別利益と特別損失はほぼ相殺し、さらに、法人税等合計10億円（損）、少数株主利益10億円（損）を計上した結果、当第1四半期の四半期純利益は181億円（同比42億円増加）となりました。

セグメント別では、法人部門は、顧客基盤の再構築と収益力向上に向けて各業務本部が一層積極的な業務推進に努めたこと、与信関連費用が改善したこと、昭和リースも順調であったこと等から、トータルの収益は堅調に推移いたしました。

次に、金融市場部門は、震災の影響等で停滞気味であった金融市場の下、全体としては厳しいものとなりましたが、当第2四半期連結会計期間以降の収益回復を目指してまいります。

さらに、個人部門では、まずリテールバンキング本部は、引き続き安定した利益を計上しております。次に、新生フィナンシャル、アプラスフィナンシャル等の、コンシューマーファイナンス本部傘下の各子会社においては、改正貸金業法の影響等により貸出金が減少したことから資金利益は減少したものの、それと共に与信関連費用も減少し、さらに合理的・効率的な業務運営の継続的な推進により、全体として順調に推移いたしました。

なお、「経営勘定/その他」には、報告セグメントに含まれない全社損益、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

詳細は、「第一部 企業情報」「第4 経理の状況」「1 四半期連結財務諸表」「セグメント情報等」をご参照ください。

<連結財政状態>

当第1四半期における連結財政状態については、総資産は9兆4,739億円（前連結会計年度末比7,575億円減少）、純資産は6,297億円（同比186億円増加）となりました。

主要な勘定残高については、貸出金は、4兆2,140億円（同比774億円減少）となりましたが、当行単体では増加に転じるとともに、コンシューマーファイナンス業務における減少ペースは緩やかになってきております。次に、有価証券は、主に国債残高の減少により、2兆7,033億円（同比5,830億円減少）となりました。このうち、国債残高は1兆9,558億円となっております。一方、預金・譲渡性預金は5兆7,773億円（同比1,666億円増加）となり、当行の安定的な資金調達基盤にとって不可欠な個人のお客さまの預金も増加しております。また、債券・社債は5,068億円（同比210億円減少）となりました。

不良債権については、金融再生法ベースの開示債権（単体）においては、当第1四半期末は2,545億円（前事業年度末2,796億円）、不良債権比率は6.04%（同6.78%）となり、いずれも改善いたしました。

また、銀行法に基づく連結自己資本比率（国内基準）は、当第1四半期末で9.93%（Tier1比率8.12%）となり、いずれも前連結会計年度末に比べて改善いたしました。

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成22年6月30日		平成23年6月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	4,694,926	100.00	4,154,142	100.00
製造業	248,796	5.30	235,226	5.66
農業, 林業	1	0.00	18	0.00
漁業	2,400	0.05	2,200	0.05
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2,497	0.05	459	0.01
建設業	5,813	0.13	16,945	0.41
電気・ガス・熱供給・水道業	30,178	0.64	27,194	0.66
情報通信業	11,199	0.24	15,050	0.36
運輸業, 郵便業	282,785	6.02	288,781	6.95
卸売業, 小売業	97,621	2.08	84,847	2.04
金融業, 保険業	922,723	19.65	704,761	16.97
不動産業	766,273	16.32	592,685	14.27
各種サービス業	261,455	5.57	314,683	7.58
地方公共団体	166,718	3.55	157,519	3.79
その他	1,896,461	40.40	1,713,767	41.25
海外及び特別国際金融取引勘定分	77,594	100.00	59,879	100.00
政府等	2,207	2.85	2,233	3.73
金融機関	2,229	2.87	1,608	2.69
その他	73,157	94.28	56,036	93.58
合計	4,772,520	-	4,214,022	-

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前第1四半期累計期間 (百万円) (A)	当第1四半期累計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	24,047	13,982	10,065
金銭の信託運用損益	3,647	1,943	1,703
経費 (除く臨時処理分)	14,499	13,470	1,028
人件費	4,632	4,822	189
物件費	9,109	7,966	1,142
税金	756	681	74
実質業務純益	9,548	511	9,036
うち債券関係損益	1,680	3,997	5,677
臨時損益 (除く金銭の信託運用損益)	5,828	6,818	12,646
株式関係損益	70	7,112	7,182
不良債権処理損失	4,949	86	4,863
貸出金償却	2,298	31	2,266
個別貸倒引当金純繰入額	2,651	753	1,897
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-	-
償却債権取立益 ()		698	
貸倒引当金戻入益 ()	-	-	-
その他の債権売却損等	-	-	-
その他臨時損益	808	207	600
経常利益	4,262	7,256	2,994
特別損益	201	75	276
うち固定資産処分損益及び減損損失	326	19	307
税引前四半期純利益	4,463	7,181	2,717
法人税、住民税及び事業税	241	484	725
法人税等調整額	-	2	2
四半期純利益	4,704	6,698	1,994

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支 + 金銭の信託運用損益
 金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。
2. 実質業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分)
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、本表では業務費用から控除されているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。本表では、さらに金銭の信託運用損益を除いた金額を記載しております。
5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却
6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等償却
7. 前第1四半期の貸倒引当金は全体で1,195百万円の繰入超 (うち、一般貸倒引当金については1,455百万円の取崩) となっております。また当第1四半期累計期間の貸倒引当金は全体で190百万円の繰入超 (うち、一般貸倒引当金については562百万円の取崩) となっております。
8. 「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号平成23年3月29日改正)の適用を踏まえ、当第1四半期より償却債権取立益を特別利益ではなく不良債権処理損失に含めて表示しております。なお前第1四半期の償却債権取立益は415百万円であります。

2. ROE (単体)

	前第1四半期累計期間 (%)	当第1四半期累計期間 (%)
実質業務純益ベース	6.89	0.33
当期純利益ベース	3.40	4.34

3. 預金・債券・貸出金の状況 (単体)

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当第1四半期累計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (未残)	5,739,304	5,922,140	182,835
預金 (平残)	6,217,098	5,768,387	448,711
債券 (未残)	352,570	333,020	19,550
債券 (平残)	427,057	340,428	86,628
貸出金 (未残)	3,973,251	4,066,896	93,645
貸出金 (平残)	4,288,992	4,014,416	274,576

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度(百万円) (A)	当第1四半期会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	4,750,258	4,792,528	42,270
法人	814,752	821,258	6,506
合計	5,565,010	5,613,787	48,776

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度(百万円) (A)	当第1四半期会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	914,613	942,936	28,323
住宅ローン残高	892,082	910,462	18,380
その他ローン残高	22,530	32,474	9,943

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号、以下、「告示」という。）及び「告示」の特例である平成20年金融庁告示第79号に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成23年 3月31日	平成23年 6月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	512,204	512,204
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	79,461	79,461
	利益剰余金	55,087	70,598
	自己株式（ ）	72,558	72,558
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	2,653	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	為替換算調整勘定	2,511	2,582
	新株予約権	1,413	1,364
	連結子法人等の少数株主持分	60,699	60,292
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	56,840	56,702
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	49,526	47,532
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（ ）	20,521	19,405
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	10,095	9,793
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	34,256	38,759
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額（ ）		
計 (A)	516,743	533,288	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	23,641	23,556	

項目		平成23年3月31日	平成23年6月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	9,459	9,395
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	222,434	212,159
	うち永久劣後債務 (注2)	28,860	28,668
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	193,574	183,490
	計	231,894	221,554
	うち自己資本への算入額 (B)	231,894	221,554
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注4) (D)	98,657	103,047
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	649,979	651,795
リスク・ア セット等	資産(オン・バランス)項目	5,110,203	5,013,342
	オフ・バランス取引等項目	907,578	912,471
	信用リスク・アセットの額 (F)	6,017,781	5,925,813
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	170,094	167,887
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	13,607	13,431
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	465,898	465,898
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	37,271	37,271
	信用リスク・アセット調整額 (K)	-	-
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	-	-
計((F) + (G) + (I) + (K) + (L)) (M)	6,653,774	6,559,599	
連結自己資本比率(国内基準) = E / M × 100 (%)		9.76	9.93
(参考)Tier 1比率 = A / M × 100 (%)		7.76	8.12

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成23年3月31日	平成23年6月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 （Tier 1）	資本金	512,204	512,204
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	79,465	79,465
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	11,566	11,566
	その他利益剰余金	106,413	110,458
	その他	56,840	56,702
	自己株式（ ）	72,558	72,558
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	2,653	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	1,413	1,364
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	10,088	9,792
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	40,091	38,388
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）		
	繰延税金資産の控除金額（ ）		
計（ A ）	642,510	651,022	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	23,641	23,556	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	56,840	56,702	

項目		平成23年3月31日	平成23年6月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	4,404	4,410
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	222,434	212,159
	うち永久劣後債務 (注2)	28,860	28,668
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	193,574	183,490
	計	226,839	216,569
	うち自己資本への算入額 (B)	226,839	216,569
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注4) (D)	73,682	70,931
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	795,667	796,660
リスク・ア セット等	資産(オン・バランス)項目	5,688,949	5,640,897
	オフ・バランス取引等項目	343,624	351,298
	信用リスク・アセットの額 (F)	6,032,573	5,992,195
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	161,925	157,224
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	12,954	12,577
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	144,294	144,294
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	11,543	11,543
	信用リスク・アセット調整額 (K)	-	-
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	-	-
	計((F) + (G) + (I) + (K) + (L)) (M)	6,338,793	6,293,714
単体自己資本比率(国内基準) = E / M × 100 (%)		12.55	12.65
(参考)Tier 1比率 = A / M × 100 (%)		10.13	10.34

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(*) 優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「その他」「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	平成28年7月以降、10年毎の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）
発行総額	38百万米ドル	24百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	毎年7月25日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年6.418%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年7.16%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額、本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance (Cayman) Limited
配当支払に関する条件概要(続き)	任意配当停止事由 当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額(監督事由でない場合)することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。 (1)監督事由(注3)が発生した場合。 (2)直前に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(但し、金融庁の事前承認が必要)	同左
発行総額	15,600百万円	18,000百万円
払込日	平成21年3月30日	同左
配当支払日	毎年7月23日(但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする)	同左
配当率	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率(年5.5%)が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率(年5.0%)が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言(注1)が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額(前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式(注2)に対して行われた又は行われる配当を控除した額、本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。)が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	任意配当停止事由 当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額(監督事由でない場合)することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。 (1)監督事由(注3)が発生した場合。 (2)直前に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(但し、金融庁の事前承認が必要)	同左
発行総額	2,500百万円	6,600百万円
払込日	平成21年3月30日	同左
配当支払日	毎年7月23日(但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする)	同左
配当率	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率(年5.0%)が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率(年5.5%)が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言(注1)が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額(前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式(注2)に対して行われた又は行われる配当を控除した額、本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。)が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	任意配当停止事由 当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額(監督事由でない場合)することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。 (1)監督事由(注3)が発生した場合。 (2)直前に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(但し、金融庁の事前承認が必要)	同左
発行総額	4,000百万円	5,000百万円
払込日	平成21年10月2日	同左
配当支払日	毎年7月23日(但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする)	同左
配当率	平成27年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率(年5.5%)が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	変動配当率(円LIBOR(12ヶ月物)+4.55%)が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言(注1)が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額(前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式(注2)に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。)が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1)監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

- (注) 1. 破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定
 更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定
 清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始
 民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定
 支払不能事由：債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合、
 債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合、
 政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。
2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。
3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証し

ているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用

貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	625	608
危険債権	2,107	1,832
要管理債権	64	105
正常債権	38,408	39,554

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前連結会計年度の有価証券報告書において当行グループの対応すべき課題として3項目を掲げました。このうち、本四半期報告書における重要な変更は次のとおりであります。

お客様のニーズに応える商品・サービスの提供による当行グループ全体の長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客様のニーズに対して、最新のITを活用した柔軟性の高いシステム基盤を活用し、付加価値の高い商品・サービスをスピーディーにご提供するとともに、グループ全体で徹底した合理化に取り組むことで、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。

(法人業務)

法人業務については、従来からのお客様のニーズの中心である貸出等に取り組む法人向け営業、適切にリスク・リターン水準を確保しながら取り組む不動産ファイナンス、お客さまとの取引を中心としたキャピタルマーケット、金融環境の変化を捉えながら取り組むクレジットトレーディング、付加価値の高い案件を中心とした企業買収ファイナンス等のスペシャルティファイナンス、企業の合併・買収等の仲介をするアドバイザー等、対顧客業務と、当行が強みを持ち、差別化可能な業務をコア業務として積極的に展開してまいります。同時に、自己勘定による投融資等をノンコア業務資産として圧縮し、収益力の回復に取り組んでまいります。事業法人向け貸出については、中堅企業に加え中小企業との取引も推進し、顧客基盤拡大を図ります。また、当行の業務運営姿勢を受動型から能動型に転換し、ヘルスケアファイナンスをはじめとした福祉や環境といった分野をはじめ、新産業創生支援業務を含め、社会の持続的発展に寄与する分野に焦点を絞り、取り組みを強化してまいります。また、公共法人との取引拡大や、地域金融機関との連携といった金融法人取引の分野もより一層の充実を図り、付加価値の高い金融商品・サービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

(個人業務)

リテールバンキング業務においては、お客様のライフステージにあわせた資産運用商品・ローン商品の提供力の強化になお一層取り組むと同時に、個人のお客さまの金融取引や商品に係わるニーズに対し、あらゆるチャネルを通じて適切に対応できる提案力を強化してまいります。また、法規制の変更、市場の縮小、業界再編等、厳しい事業環境にあるコンシューマーファイナンス業務については、平成23年10月1日を目処に、監督官庁の認可などを前提として「新生銀行カードローンレイク」のブランドを使った、銀行本体での本格的な個人向け無担保カードローンサービスを開始し、個人のお客さまの小口金融ニーズにより円滑かつ柔軟に対応してまいります。引き続きグループ会社間の経営資源の有効活用やITを最大限に活用した経費構造の見直しと適切な与信費用管理を実施しつつ、リテールバンキングからコンシューマーファイナンスまで、個人向け金融サービスのシームレスな展開と幅広い商品・サービスの提供を行うことで、真に信頼される個人向け総合金融サービスの確立へ向けて着実に施策を実行してまいります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,750,346,891	2,750,346,891	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は、1,000株であります。
計	2,750,346,891	2,750,346,891	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		2,750,346		512,204,560		79,465,937

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 96,427,000	-	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,653,690,000	2,653,690	(注)1
単元未満株式	普通株式 229,891	-	(注)2
発行済株式総数	2,750,346,891	-	-
総株主の議決権	-	2,653,690	-

(注)1. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が8,000株(議決権8個)含まれております。

2. 当行所有の自己株式が644株含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町 二丁目4番3号	96,427,000	-	96,427,000	3.50
計	-	96,427,000	-	96,427,000	3.50

(注)上記「発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)」の内訳であります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
現金預け金	452,751	371,416
コールローン及び買入手形	-	12,066
債券貸借取引支払保証金	10,388	36,086
買入金銭債権	157,006	135,857
特定取引資産	195,396	210,703
金銭の信託	253,688	241,499
有価証券	3,286,382	2,703,335
貸出金	1 4,291,462	1 4,214,022
外国為替	42,069	29,792
リース債権及びリース投資資産	206,216	199,569
その他資産	1, 2 794,798	1, 2 779,518
有形固定資産	50,099	50,584
無形固定資産	3, 4 96,013	3, 4 92,836
債券繰延資産	182	172
繰延税金資産	18,603	18,099
支払承諾見返	575,700	570,959
貸倒引当金	199,211	192,527
資産の部合計	10,231,548	9,473,992
負債の部		
預金	5,436,640	5,469,222
譲渡性預金	174,046	308,152
債券	348,270	329,720
コールマネー及び売渡手形	160,330	140,321
債券貸借取引受入担保金	269,697	468,068
特定取引負債	147,787	160,419
借入金	1,672,790	594,338
外国為替	39	13
短期社債	22,800	39,600
社債	179,611	177,125
その他負債	569,362	538,796
賞与引当金	8,084	2,354
役員賞与引当金	38	12
退職給付引当金	11,016	8,279
役員退職慰労引当金	285	212
利息返還損失引当金	43,199	36,028
特別法上の引当金	1	1
繰延税金負債	690	609
支払承諾	575,700	570,959
負債の部合計	9,620,394	8,844,236

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
資本金	512,204	512,204
資本剰余金	79,461	79,461
利益剰余金	55,087	70,598
自己株式	72,558	72,558
株主資本合計	574,195	589,706
その他有価証券評価差額金	15,225	11,224
繰延ヘッジ損益	10,197	11,387
為替換算調整勘定	2,511	2,582
その他の包括利益累計額合計	27,935	25,194
新株予約権	1,413	1,364
少数株主持分	63,481	63,879
純資産の部合計	611,154	629,756
負債及び純資産の部合計	10,231,548	9,473,992

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
経常収益	123,113	118,381
資金運用収益	58,365	42,635
(うち貸出金利息)	50,063	37,018
(うち有価証券利息配当金)	6,696	5,179
役務取引等収益	12,389	12,744
特定取引収益	8,036	4,963
その他業務収益	¹ 40,796	¹ 45,027
その他経常収益	² 3,524	² 13,009
経常費用	106,966	98,073
資金調達費用	13,763	11,356
(うち預金利息)	9,719	7,464
(うち借入金利息)	1,807	1,438
(うち社債利息)	1,103	1,436
役務取引等費用	6,339	5,620
特定取引費用	4,221	1,426
その他業務費用	³ 26,792	³ 37,478
営業経費	⁴ 40,524	⁴ 34,845
その他経常費用	⁵ 15,324	⁵ 7,346
経常利益	16,147	20,307
特別利益	⁶ 4,013	197
特別損失	⁷ 4,017	265
税金等調整前四半期純利益	16,142	20,238
法人税等	245	1,066
少数株主損益調整前四半期純利益	16,388	19,172
少数株主利益	2,511	1,006
四半期純利益	13,877	18,165

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	16,388	19,172
その他の包括利益	11,503	2,719
その他有価証券評価差額金	592	3,983
繰延ヘッジ損益	3,093	1,189
為替換算調整勘定	7,439	42
持分法適用会社に対する持分相当額	377	31
四半期包括利益	4,885	21,891
親会社株主に係る四半期包括利益	8,034	20,905
少数株主に係る四半期包括利益	3,149	985

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
税金費用の計算	税金費用は、当第1四半期連結累計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。

【追加情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
	<p>当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当第1四半期連結累計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前第1四半期連結累計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)																																												
<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">13,905百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">317,951百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">2,259百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">60,926百万円</td> </tr> </table> <p>また、「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">430百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">3,931百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">426百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">2,610百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2. その他資産には、割賦売掛金330,485百万円が含まれております。</p> <p>3. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。</p> <p style="padding-left: 20px;">相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">55,512百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">5,986百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">49,526百万円</td> </tr> </table> <p>4. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産20,521百万円が含まれております。</p>	破綻先債権額	13,905百万円	延滞債権額	317,951百万円	3カ月以上延滞債権額	2,259百万円	貸出条件緩和債権額	60,926百万円	破綻先債権額	430百万円	延滞債権額	3,931百万円	3カ月以上延滞債権額	426百万円	貸出条件緩和債権額	2,610百万円	のれん	55,512百万円	負ののれん	5,986百万円	差引額	49,526百万円	<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">14,911百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">295,692百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">7,052百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">58,775百万円</td> </tr> </table> <p>また、「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">392百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">4,246百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">529百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">2,748百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2. その他資産には、割賦売掛金325,160百万円が含まれております。</p> <p>3. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。</p> <p style="padding-left: 20px;">相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">53,428百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">5,895百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">47,532百万円</td> </tr> </table> <p>4. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産19,405百万円が含まれております。</p>	破綻先債権額	14,911百万円	延滞債権額	295,692百万円	3カ月以上延滞債権額	7,052百万円	貸出条件緩和債権額	58,775百万円	破綻先債権額	392百万円	延滞債権額	4,246百万円	3カ月以上延滞債権額	529百万円	貸出条件緩和債権額	2,748百万円	のれん	53,428百万円	負ののれん	5,895百万円	差引額	47,532百万円
破綻先債権額	13,905百万円																																												
延滞債権額	317,951百万円																																												
3カ月以上延滞債権額	2,259百万円																																												
貸出条件緩和債権額	60,926百万円																																												
破綻先債権額	430百万円																																												
延滞債権額	3,931百万円																																												
3カ月以上延滞債権額	426百万円																																												
貸出条件緩和債権額	2,610百万円																																												
のれん	55,512百万円																																												
負ののれん	5,986百万円																																												
差引額	49,526百万円																																												
破綻先債権額	14,911百万円																																												
延滞債権額	295,692百万円																																												
3カ月以上延滞債権額	7,052百万円																																												
貸出条件緩和債権額	58,775百万円																																												
破綻先債権額	392百万円																																												
延滞債権額	4,246百万円																																												
3カ月以上延滞債権額	529百万円																																												
貸出条件緩和債権額	2,748百万円																																												
のれん	53,428百万円																																												
負ののれん	5,895百万円																																												
差引額	47,532百万円																																												

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
<p>1. その他業務収益には、リース収入26,214百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常収益には、金銭の信託運用益591百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他業務費用には、リース原価22,820百万円を含んでおります。</p> <p>4. 営業経費には、のれん償却額2,189百万円並びに昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額1,233百万円を含んでおります。</p> <p>5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額10,741百万円及び金銭の信託運用損11百万円を含んでおります。</p> <p>6. 特別利益には、償却債権取立益2,517百万円及び社債等消却益1,260百万円を含んでおります。</p> <p>7. 特別損失には、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)の適用に伴い、期首時点で発生する影響額3,554百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他業務収益には、リース収入23,581百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常収益には、株式等売却益7,134百万円、償却債権取立益3,039百万円及び金銭の信託運用益1,180百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他業務費用には、リース原価19,771百万円を含んでおります。</p> <p>4. 営業経費には、のれん償却額1,993百万円並びに昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額1,115百万円を含んでおります。</p> <p>5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,517百万円及び金銭の信託運用損80百万円を含んでおります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれん及び無形資産を除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び無形資産償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費(リース賃貸資産を除く) 3,270 百万円	減価償却費(リース賃貸資産を除く) 2,442 百万円
のれんの償却額 2,189 百万円	のれんの償却額 1,993 百万円
無形資産償却額 1,233 百万円	無形資産償却額 1,115 百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

該当ありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	2,653	1.00	平成23年3月31日	平成23年6月2日	その他利益 剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの業務粗利益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	法人部門					金融市場部門			
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトランザクシヨンス本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	トレジャーリー本部	その他金融市場部門
業務粗利益	2,595	6,792	1,591	3,779	3,092	576	2,847	4,177	434
資金利益 (は損失)	2,286	5,836	284	782	1,067	324	1,050	666	127
非資金利益 (は損失)	308	956	1,876	4,562	2,025	252	1,796	3,510	307
経費	1,610	1,538	1,153	2,001	613	684	1,266	297	992
与信関連費用 (は益)	890	5,712	207	521	1,515	1,281	352	-	101
セグメント利益 (は損失)	1,874	457	645	1,257	3,994	1,173	1,933	3,879	659

	個人部門				経営勘定/ その他	合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部				
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他		
業務粗利益	11,001	20,177	14,127	348	1,045	70,497
資金利益 (は損失)	8,578	21,762	5,099	303	1,434	44,601
非資金利益 (は損失)	2,422	1,585	9,028	45	389	25,896
経費	8,040	10,171	8,921	82	883	36,489
与信関連費用 (は益)	796	6,666	3,962	170	125	13,809
セグメント利益 (は損失)	2,164	3,339	1,243	95	287	20,198

- (注) 1. 一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支および損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。報告セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、間接部門の経費は、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各報告セグメントに賦課しております。
2. 経費は、営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額および臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却およびその他臨時費用が含まれております。
3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損によって構成されております。
4. 「新生フィナンシャル」には、シンキの損益が含まれております。
5. 「経営勘定/その他」には、報告セグメントに含まれない全社損益、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
セグメント利益計	20,198
のれん償却額	2,189
無形資産償却額	1,233
臨時的な費用	611
社債等消却益	1,260
その他	1,243
四半期連結損益計算書の経常利益	16,147

当第1四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）

1. 報告セグメントごとの業務粗利益及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	法人部門					金融市場部門			
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトランザクシヨンス本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	トレジャリー本部	その他金融市場部門
業務粗利益	2,715	4,774	1,631	3,436	7,749	720	904	1,302	629
資金利益 （は損失）	2,376	4,139	578	913	38	381	293	1,857	72
非資金利益 （は損失）	338	634	1,053	4,349	7,710	339	610	555	556
経費	1,458	1,213	976	1,893	658	581	810	273	1,065
与信関連費用 （は益）	1,105	2,003	134	1,851	398	255	1,209	-	264
セグメント利益 （は損失）	2,361	1,556	520	3,394	6,692	116	1,303	1,575	172

	個人部門				経営勘定/ その他	合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部				
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他		
業務粗利益	10,387	13,754	12,350	460	799	57,410
資金利益 （は損失）	8,117	14,991	3,414	420	772	31,279
非資金利益 （は損失）	2,270	1,237	8,936	39	27	26,131
経費	7,859	7,666	7,262	90	646	31,163
与信関連費用 （は益）	223	326	3,720	91	76	2,147
セグメント利益 （は損失）	2,304	6,414	1,367	278	229	24,099

- （注）1. 一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支および損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。
- 報告セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出してあります。また、間接部門の経費は、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各報告セグメントに賦課してあります。
2. 経費は、営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額および臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却およびその他臨時費用が含まれてあります。
3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損、償却債権取立益によって構成されてあります。
4. 「新生フィナンシャル」には、シンキの損益が含まれてあります。
5. 「経営勘定/その他」には、報告セグメントに含まれない全社損益、予算配賦した経費の予算差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれてあります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：百万円)

利益	金額
セグメント利益計	24,099
のれん償却額	1,993
無形資産償却額	1,115
臨時的な費用	573
その他	110
四半期連結損益計算書の経常利益	20,307

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(1) 報告セグメントの区分方法の変更

前連結会計年度における報告セグメントの区分方法の変更

当行グループは、平成22年10月1日付けで、お客様のニーズを的確に把握し必要な商品・サービスを開発・提供する体制を構築すべく組織体制を見直し、従来の『法人・商品部門』を『法人部門』と『マーケット・投資銀行部門』の2つの部門に分割するとともに、従来の『法人・商品部門』の「キャピタルマーケット部・為替、金利、与信、株式業務」と「キャピタルマーケット部・ALM業務」は、それぞれ、『法人部門およびマーケット・投資銀行部門』の「市場営業本部」と「トレジャリー本部」に名称変更いたしました。これに伴い、報告セグメントの区分方法を変更し、前第3四半期連結累計期間以降、前第1四半期連結累計期間において、『法人・商品部門』の「キャピタルマーケット部・為替、金利、与信、株式業務」セグメントに含めていたアセットバック投資業務については、『マーケット・投資銀行部門』の「その他マーケット・投資銀行部門」セグメントに、『法人・商品部門』の「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントに含めていた不動産投資業務については、『マーケット・投資銀行部門』の「不動産ファイナンス本部」セグメントに含めることといたしました。

当第1四半期連結累計期間における報告セグメントの区分方法の変更

当行グループは、平成23年4月1日付けで、主として法人のお客さまに関する業務を中心に、成長性ある分野に対する、より戦略的かつ組織的な営業推進体制を構築し、お客様のニーズにあった金融商品やサービスを一層的確に提供するため、従来の『法人部門』、『マーケット・投資銀行部門』の構成を、お客さまにあわせて再編成し、主に事業法人・公共法人向けファイナンス、アドバイザリービジネスを中心に行う『法人部門』と、金融市場・金融法人向けビジネスを中心に行う『金融市場部門』に再編しました。これに伴い、当第1四半期連結累計期間において報告セグメントの区分方法を以下のとおり変更しております。

『法人部門』の「ストラクチャードファイナンス本部」セグメントには、従来、『マーケット・投資銀行部門』の「不動産ファイナンス本部」セグメントに含めていたノンリコースローン等の不動産金融業務および建設・不動産業を営む事業法人向けの金融業務、「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントに含めていたスぺシャルティファイナンス（企業買収ファイナンス等）に関する業務、および「その他マーケット・投資銀行部門」セグメントに含めていた信託業務を含めております。

『法人部門』の「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントには、従来、『マーケット・投資銀行部門』の「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントに含めていたクレジットトレーディング業務を含めております。

『法人部門』の「その他法人部門」セグメントには、従来、『マーケット・投資銀行部門』の「その他マーケット・投資銀行部門」セグメントに含めていたアセットバック投資、アドバイザリー業務を含めております。

『金融市場部門』の「金融法人本部」セグメントには、従来、『法人部門』の「法人営業本部」セグメントに含めていた金融法人向けの金融業務を含めております。

『金融市場部門』の「市場営業本部」セグメントには、従来、『マーケット・投資銀行部門』の「市場営業本部」セグメントに含めていた外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を含めております。

『金融市場部門』の「トレジャリー本部」セグメントには、従来、『マーケット・投資銀行部門』の「トレジャリー本部」セグメントに含めていたALM業務、および、従来、「経営勘定/その他」に含めていた資本性の資金調達に関する損益を含めております。

『金融市場部門』の「その他金融市場部門」セグメントには、従来、『マーケット・投資銀行部門』の「市場営業本部」に含めていた新生証券の損益、および「その他マーケット・投資銀行部門」セグメントに含めていたオルタナティブ投資、アセットマネジメント業務、ウェルスマネジメント業務を含めております。

なお、前掲の前第1四半期連結累計期間の報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失の金額に関する情報は、当第1四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成しております。

(2) 報告セグメントの業務粗利益、利益又は損失の算定方法の重要な変更

前連結会計年度における報告セグメントの業務粗利益、利益又は損失の算定方法の変更

前第3四半期連結累計期間において、以下の変更を行っております。

従来、「法人営業本部」セグメントのお客様向けに、その他の報告セグメントが金融商品・サービスを提供した場合、一部の金融商品・サービスについてはすべての収益を当該他の各報告セグメントに計上しておりましたが、当該収益のうち50%を「法人営業本部」セグメントに、50%を当該他の各報告セグメントに計上しております。

なお、前掲の前第1四半期連結累計期間の報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失の金額に関する情報は変更後の算定方法に基づき、作成しております。

当第1四半期連結累計期間における報告セグメントの業務粗利益、利益又は損失の算定方法の変更

従来、与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損によって構成されておりましたが、特に、コンシューマーファイナンス業務においては経常的に償却債権取立益が見込まれることから、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号平成23年3月29日改正）を踏まえ、与信関連費用に償却債権取立益を含めております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較し、当第1四半期連結累計期間の与信関連費用は、「ストラクチャードファイナンス本部」セグメントにおいて93百万円、「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントにおいて22百万円、「その他金融市場部門」セグメントにおいて559百万円、「リテールバンキング本部」セグメントにおいて23百万円、「新生フィナンシャル」セグメントにおいて2,320百万円、「アプラスフィナンシャル」セグメントにおいて19百万円それぞれ減少しており、各セグメントにおいてセグメント利益が同額増加しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額 (は損)
(1) 買入金銭債権(*1)	156,081	156,195	114
(2) 特定取引資産 売買目的有価証券	19,524	19,524	-
(3) 金銭の信託(*1)	253,529	255,448	1,918
(4) 有価証券(*2)	3,175,092	3,190,741	15,648
(5) 貸出金(*3) 貸倒引当金	4,291,462 140,368		
	4,151,093	4,306,255	155,162
(6) リース債権及びリース投資資産(*1)	200,826	205,230	4,403
(7) その他資産 割賦売掛金 割賦利益繰延 貸倒引当金	330,485 12,244 10,389		
	307,852	328,812	20,960
(8) 預金	5,436,640	5,482,834	46,193
(9) 譲渡性預金	174,046	173,972	73
(10) 債券	348,270	350,222	1,952
(11) 特定取引負債 売付商品債券	2,643	2,643	-
(12) 借入金	1,672,790	1,661,932	10,858
(13) 社債	179,611	164,379	15,232
(14) デリバティブ取引(*4) ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	11,012 11,046	11,012 11,046	- -
デリバティブ取引計	22,058	22,058	-

(単位:百万円)

	契約額等	時価
その他 債務保証契約(*5)	575,700	4,639

(*1) 買入金銭債権、金銭の信託並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 非上場株式及び一部の組合出資金等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

(*3) 貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権(578,276百万円)について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、43,199百万円の利息返還損失引当金を計上しております。

(*4) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で表示しております。

(*5) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

(2)特定取引資産

トレーディング目的で保有する債券等の有価証券については、市場価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、割引現在価値等によって算定した価格を時価としております。

なお、満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(4)有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

なお、満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものに関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5)貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものは連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等(担保考慮後)の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、住宅ローンは、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、消費者金融債権は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位ごとに、期待損失率を反映した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(6)リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、リース対象資産の商品分類等に基づく単位ごとに、主として約定キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(7)割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位ごとに、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(8)預金、及び(9)譲渡性預金

当座預金、普通預金など預入期間の定めがない要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、その他の預金で預入期間があっても短期間(6ヶ月以内)のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金の時価は、満期までの約定キャッシュ・フローを、同様の預金を新規に受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

(10)債券、及び(13)社債

公募債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。

市場価格のないMTNプログラムによる社債又は債券の時価については、見積りキャッシュ・フローを直近3ヶ月の法人預金及び金融債による実績調達金利の平均値に基づいた利率によって、また個人向け金融債(財形、リッチョー)については、直近月発行の調達実績利率によって割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(11)特定取引負債

トレーディング目的の売付商品債券については、市場価格によっております。

(12)借入金

借入金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フロー(金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー)を、変動金利によるものは連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、各社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(14)デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額によっております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。

当第1四半期連結会計期間（平成23年6月30日現在）

（単位：百万円）

科目	四半期連結貸借 対照表計上額	時価	差額 (は損)
(1) 買入金銭債権 (*1)	134,634	135,491	856
(2) 特定取引資産 売買目的有価証券	44,212	44,212	-
(3) 金銭の信託 (*1)	241,343	243,264	1,921
(4) 有価証券 (*2)	2,595,756	2,611,313	15,556
(5) 貸出金 (*3) 貸倒引当金	4,214,022 134,465		
	4,079,557	4,225,355	145,798
(6) リース債権及びリース投資資産 (*1)	195,264	200,311	5,046
(7) その他資産 割賦売掛金 割賦利益繰延 貸倒引当金	325,160 11,917 9,226		
	304,016	324,761	20,745
(8) 預金	5,469,222	5,507,526	38,304
(9) 譲渡性預金	308,152	308,060	91
(10) 債券	329,720	331,477	1,757
(11) 特定取引負債 売付商品債券	21,921	21,921	-
(12) 借入金	594,338	586,309	8,028
(13) 社債	177,125	166,629	10,496
(14) デリバティブ取引 (*4) ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	11,366 9,991	11,366 9,991	- -
デリバティブ取引計	21,358	21,358	-

（単位：百万円）

	契約額等	時価
その他 債務保証契約 (*5)	570,959	4,167

(*1) 買入金銭債権、金銭の信託並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、四半期連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 非上場株式及び一部の組合出資金等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

(*3) 貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権（544,940百万円）について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、36,028百万円の利息返還損失引当金を計上しております。

(*4) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で表示しております。

(*5) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の四半期連結貸借対照表計上額を記載しております。

（注）金融商品の時価の算定方法

(1) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

(2)特定取引資産

トレーディング目的で保有する債券等の有価証券については、市場価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、割引現在価値等によって算定した価格を時価としております。

なお、満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(4)有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

なお、満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものに関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5)貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものは四半期連結会計期間末のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等(担保考慮後)の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、住宅ローンは、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、消費者金融債権は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位ごとに、期待損失率を反映した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結会計期間末における連結貸借対照表価額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(6)リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、リース対象資産の商品分類等に基づく単位ごとに、主として約定キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(7)割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位ごとに、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(8)預金、及び(9)譲渡性預金

当座預金、普通預金など預入期間の定めがない要求払預金については、四半期連結会計期間末に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、その他の預金で預入期間があっても短期間(6ヶ月以内)のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金の時価は、満期までの約定キャッシュ・フローを、同様の預金を新規に受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

(10)債券、及び(13)社債

公募債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。

市場価格のないMTNプログラムによる社債又は債券の時価については、見積りキャッシュ・フローを直近3ヶ月の法人預金及び金融債による実績調達金利の平均値に基づいた利率によって、また個人向け金融債(財形、リッチョー)については、直近月発行の調達実績利率によって割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(11)特定取引負債

トレーディング目的の売付商品債券については、市場価格によっております。

(12)借入金

借入金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フロー(金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー)を、変動金利によるものは四半期連結会計期間末のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、各社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(14)デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

—

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(有価証券関係)

前連結会計年度

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	443,851	447,806	3,955
社債	59,558	60,211	653
その他	50,583	53,750	3,167
合計	553,992	561,769	7,776

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	17,690	14,854	2,836
債券	2,311,221	2,305,009	6,212
国債	2,020,466	2,018,753	1,712
地方債	1,729	1,786	56
社債	289,025	284,469	4,555
その他	308,531	308,524	7
合計	2,637,444	2,628,388	9,055

当第1四半期連結会計期間

四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年6月30日現在)

	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	544,560	549,171	4,611
社債	56,142	56,659	517
その他	49,607	53,257	3,649
合計	650,309	659,088	8,778

2. その他有価証券（平成23年6月30日現在）

	取得原価（百万円）	四半期連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
株式	17,619	15,144	2,474
債券	1,691,137	1,688,271	2,866
国債	1,410,528	1,411,290	762
地方債	1,732	1,790	58
社債	278,877	275,189	3,688
その他	234,860	234,818	41
合計	1,943,616	1,938,234	5,382

（注） その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とし、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。

当第1四半期連結累計期間におけるこの減損処理額は1,582百万円（うち、株式99百万円、社債1,483百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

1 . 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年 3 月31日現在)

該当ありません。

2 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年 3 月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
その他の金銭の信託	89,724	89,724	-

当第 1 四半期連結会計期間

1 . 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年 6 月30日現在)

該当ありません。

2 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年 6 月30日現在)

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
その他の金銭の信託	88,555	88,555	-

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	38,415	22	22
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	7,353,807	25,328	25,328
	金利スワップション	1,778,738	14,156	3,805
	金利オプション	245,988	193	604
	その他	-	-	-
	合計	-	10,956	20,895

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当連結会計年度末における減価額の合計はそれぞれ1,648百万円及び3,033百万円であります。なお、以下(6)クレジットデリバティブ取引までの各取引に記載されている数値は、当該リスク減価前の数値であります。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	722,916	26,420	26,420
	為替予約	1,968,135	11,408	11,408
	通貨オプション	9,529,470	17,586	8,951
	その他	-	-	-
	合計	-	32,598	6,060

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	株式指数先物	21,492	19	19
	株式指数オプション	435,178	10,383	1,731
	個別株オプション	-	-	-
店頭	有価証券店頭オプション	712,569	4,516	342
	有価証券店頭指数等スワップ	-	-	-
	その他	158,059	9,224	9,263
	合計	-	15,111	7,208

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	債券先物	10,344	5	5
	債券先物オプション	-	-	-
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	5	5

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	1,640,149	205	205
	その他	-	-	-
	合計	-	205	205

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当第1四半期連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成23年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	金利先物	64,442	39	39
取引所	金利オプション	21,483	5	5
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	7,245,617	25,327	25,327
	金利スワップション	1,742,657	11,493	697
	金利オプション	240,656	190	57
	その他	-	-	-
	合計	-	13,598	24,643

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当第1四半期連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ1,242百万円及び3,015百万円であります。なお、以下(6)クレジットデリバティブ取引までの各取引に記載されている数値は、当該リスク減価前の数値であります。

(2) 通貨関連取引(平成23年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	通貨先物	-	-	-
取引所	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	722,150	30,144	30,144
	為替予約	1,618,940	12,347	12,347
	通貨オプション	8,422,412	14,473	1,983
	その他	-	-	-
	合計	-	32,269	15,813

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成23年6月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	株式指数先物	13,314	128	128
	株式指数オプション	399,991	10,507	1,795
	個別株オプション	-	-	-
店頭	有価証券店頭オプション	835,484	4,984	480
	有価証券店頭指数等スワップ	-	-	-
	その他	141,858	7,287	7,287
	合計	-	12,939	5,141

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引（平成23年6月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	債券先物	24,483	64	64
	債券先物オプション	33,639	63	15
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	128	80

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引（平成23年6月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年6月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	1,494,468	126	126
	その他	-	-	-
	合計	-	126	126

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

当行は、平成23年6月22日付で、当行の連結子会社である新生フィナンシャル株式会社との間で、同社の事業の一部を譲り受けることについて、基本合意書を締結しました。当局からの必要な許認可を取得すること等を前提として、平成23年10月1日を目処に譲り受けを実行する予定です。

1. 対象となる事業の内容

新生フィナンシャル株式会社の消費者金融業に係る事業の一部(同社が貸金業者として締結した貸付契約に係る一切の債権及び債務(過払金返還義務を含む。))並びに同契約上の地位を除く。)

本事業譲渡により、当行は、新生フィナンシャル株式会社が有する「レイク」の商標並びに無人店舗、ATM、ACM(無人契約機)及びその他の消費者金融業務に係るインフラ等の一部(同社が貸金業者として締結した貸付契約に係る一切の債権及び債務(過払金返還義務を含む。))並びに同契約上の地位を除く。)を譲り受ける。

2. 目的

既に一定の顧客認知度を有する「レイク」ブランドを活用して銀行本体で個人向け無担保ローンサービスを提供することにより、収益力の向上に繋げるとともに、この分野におけるリーディングカンパニーとして健全な個人向け無担保ローン市場の形成に貢献すること。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	円	7.06	6.84
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	13,877	18,165
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る四半期純利益	百万円	13,877	18,165
普通株式の期中平均株式数	千株	1,963,919	2,653,919

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成23年5月12日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当(期末)を行うことを決議しました。

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	2,653	1.00

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月4日

株式会社新生銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト - マツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 繁彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。